

堺市不妊治療費（先進医療）助成事業を開始します － 先進医療に係る費用を助成し、不妊治療を支援 －

堺市では、若い世代の性や健康に関する正しい知識の理解を促進し、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来に向けた健康管理（プレコンセプションケア）を推進しています。

このたび、不妊症に悩む夫婦（事実婚含む）の経済的負担を軽減し、安心して治療を継続できる環境を整備するため、医療保険が適用される生殖補助医療と併せて先進医療を受けた方を対象に、堺市不妊治療費（先進医療）助成事業として、先進医療費に要した費用の一部を助成する制度の申請受付を開始します。

1 申請受付開始日

令和 8 年 10 月 1 日（木）

2 対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- ・医療保険が適用される生殖補助医療と併せて先進医療を受けていること
- ・申請日時点で、夫婦のうちいずれかが堺市内に住所を有していること
- ・治療開始日時点で夫婦であり、妻の年齢が 43 歳未満であること
- ・令和 8 年 4 月 1 日以降に助成対象となる治療を開始していること
- ・助成対象となる先進医療において、他の自治体から助成を受けていないこと

3 助成額及び助成回数

助成額	1 回の治療に要した先進医療費の総額に 10 分の 7 を乗じて得た額 （上限 5 万円・千円未満切り捨て）
助成回数	治療開始日時点における妻の年齢が 40 歳未満の方は 6 回まで、 40 歳以上 43 歳未満の方は 3 回まで。

※ 1 回の治療に要した先進医療費を、複数回に分けて申請することはできません。

※ 助成を受けた後に出産した場合または妊娠 12 週以降に死産となった場合は助成回数をリセットします。

4 申請方法

①～④の書類を添えて、堺市電子申請システムに申請してください（各区役所保健センターでも申請可）。

なお、申請先 URL は後日以下の堺市ホームページでお知らせします。

①堺市不妊治療費（先進医療）助成事業受診証明書

②夫婦で住民票が異なる場合は堺市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し等）

③夫婦であることを証する書類（戸籍謄本等、住民票で確認できる場合は省略可）

④事実婚関係の場合は、両人の戸籍謄本及び事実婚関係に関する申立書

<堺市ホームページ>

https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/ninshin_shusan/huninn.html

5 その他の取組

堺市は令和 8 年 4 月から、大阪府・大阪市が共同実施している「性と健康の相談センター」事業に参画し、性や健康、不妊症・不育症、周産期グリーフケアに関する専門相談体制を充実させています。各区役所保健センターに加え、より専門性の高い相談窓口の選択肢が広がり、相談内容や状況に応じて適切な支援につながりやすくなりました。

<おおさか性と健康の相談センターでの相談体制>

体と性の相談	電話やチャットで専門相談員（助産師）に相談いただけます。
不妊症・不育症の相談	女性の産婦人科医や助産師、心理カウンセラーが、電話、対面、オンラインで相談に応じています。また、同じ悩みを持つ方の交流会を開催しています。
周産期グリーフケア	流産、死産等で大切な赤ちゃんを亡くされた方の悲しみや不安に寄り添い、対面やオンラインで相談に応じています。また、同じ経験をされた方のお話し会を実施しています。

<おおさか性と健康の相談センターの概要>

所在地	大阪市中央区大手前 1-3-49
開室日	火～金曜日：午後 1 時 30 分～午後 6 時、午後 6 時 45 分～午後 9 時 土・日曜日：午前 9 時 30 分～午後 1 時、午後 1 時 45 分～午後 6 時
休室日	月曜日、祝日（土・日曜日を除く）
電話	06-6910-1310

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：こども青少年局 こども青少年育成部 こども育成課 電 話：072-228-7612 フ ァ ッ ク ス：072-228-8341
----------------------------	--